

平成 20 年住宅・土地統計調査 主要改正点（案）

1．調査の沿革

住宅・土地統計調査（指定統計第 14 号を作成するための調査）は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする統計調査である。

本調査は、昭和 23 年以來 5 年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成 10 年調査時に変更したものであり、平成 20 年に行う調査は 13 回目に当たる。

2．改正の必要性・背景

（1）住宅政策の転換

平成 18 年 6 月に住生活基本法が施行され、我が国の住宅政策が「量」から「質」へ本格的な転換が図られることとなったことに対応し、住宅の「質」をよりの確に把握する観点からの調査事項の見直しを行う。

（2）調査環境の変化への対応

国民の個人情報に係る意識の変化や、居住形態、生活様式の多様化などを背景として、調査員が世帯と接触できない事例や接触できても協力が得られにくい事例が増大するなどの調査環境の変化に対応し、調査を円滑かつ正確に実施する観点からの調査方法の見直しを行う。

3．改正の概要

（1）調査事項

新たな住宅政策に必要な指標を得るための調査事項を拡充し、利用ニーズが希薄化している事項や住生活基本計画の指標とならない事項など必要性が低下している事項を削除する。

調査事項の追加

- 1) 改修工事（リフォーム）の有無及び場所
- 2) 耐震診断の有無及び耐震性の確保状況
- 3) 住宅の破損の有無
- 4) 自動火災感知設備の設置場所
- 5) 共同住宅のエレベーター内の防犯設備の状況
- 6) 共同住宅のオートロックの別

調査事項の削除

- 1) 民営賃貸住宅の所有の別
- 2) 台所、トイレの数
- 3) 自動消火設備（スプリンクラー）の有無

- 4) 駐車スペースの有無
- 5) 増改築による居住室の増加畳数
- 6) 地階(地下室)の床面積
調査事項の選択肢区分等の変更
- 1) 世帯の年間収入階級区分の細分化
- 2) 通勤時間の実数値記入から選択肢記入への変更 等

(2) 調査方法

調査票の回収方法の見直し

世帯の個人情報保護意識の高まりに一層配慮し、全世帯に調査票提出用封筒を新たに配布する。

結果精度の確保及び市町村の事務量増加の抑制を図る観点から、世帯の任意封入による調査員回収を基本とし、将来的な調査方法の見直しに向け、地域特性及び市町村における調査実施体制等を勘案の上、一部の市町村において、全世帯封入による調査員回収又はオンライン回収による調査を試行的に実施する。

建物調査票の新設

調査実施事務の効率化を図るため、従来の調査票上の調査員記入欄を別葉に分離した建物調査票を新設する。

民間活力の活用

世帯からの照会への対応を民間のコールセンターに委託し、世帯が調査票の記入方法などについて容易に照会できる体制を整備する。また、一部の地方公共団体において、民間事業者が実地調査に係る業務を行うことを可能とする。

(3) 調査対象数

市町村合併の進展に伴い、市町村当たりの調査区数が増加したことを受け、調査結果の精度を維持しつつ、効率的な調査を実施する観点から、市町村の人口階級別の調査区抽出率を見直し、調査対象数の縮減を図る。

4. 集計様式の変更

集計様式については、あらかじめ利用ニーズが明確となっている結果表を作成した後、さらなる利用ニーズに応じて追加的に結果表を作成する。

また、調査事項の追加・削除・変更に伴い、集計様式の追加・削除・変更を行う。